

# 浄化槽保守点検業者登録申請等手続案内

福山市経済環境局環境部環境保全課

2022年3月改訂



# 浄化槽保守点検業者登録申請等手続案内

## 1 主 旨

福山市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例により、福山市の区域内において、浄化槽保守点検業を営もうとする者は、福山市長の登録を受けなければなりません。

## 2 登録申請

浄化槽保守点検業の登録を受けようとする者は、登録の申請が必要です。

### (1) 提出書類

ア 浄化槽保守点検業者（登録・更新の登録）申請書

イ 添付書面

（ア）誓約書

（イ）営業所ごとに備える器具の明細書

（ウ）浄化槽清掃業者との連絡に関する書類

（エ）個人の場合は、住民票（法人にあっては登記事項証明書）

写しでも可。申請日から3カ月以内を取得したもの。

（オ）営業所の位置を示す図面（付近見取図）

（カ）浄化槽管理士免状の写し

免状の原本を確認しますので、原本を申請時に持参してください。

（キ）浄化槽管理士の研修計画及び研修受講状況

### (2) 提出部数及び提出先

福山市経済環境局環境部環境保全課へ1部提出

## 3 更新の登録申請

登録の有効期間は3年ですので、登録期限後も引き続いて業務を行おうとする場合は、更新登録を受けなければなりません。

登録の更新申請は、登録有効期間の満了日30日前までに行う必要があります。

### (1) 提出書類

ア 浄化槽保守点検業者（登録・更新の登録）申請書

イ 添付書面

（ア）誓約書

（イ）営業所ごとに備える器具の明細書

（ウ）浄化槽清掃業者との連絡に関する書類

- (エ) 個人の場合は、住民票（法人にあっては登記事項証明書）  
写しでも可。申請日から3カ月以内に取得したもの。
  - (オ) 営業所の位置を示す図面（付近見取図）
  - (カ) 浄化槽管理士免状の写し  
免状の原本を確認しますので、原本を申請時に持参してください。
  - (キ) 既存の登録証（原本）
  - (ク) 浄化槽管理士の研修計画及び研修受講状況
  - (ケ) 直近の登録の有効期間内に受講した浄化槽管理士の研修の受講証明書の写し
- (2) 提出部数及び提出先  
登録の申請の場合と同じ。

#### 4 記載事項変更の届出

登録申請書の記載事項に変更が生じた場合は、30日以内に届出が必要です。

##### (1) 提出書類

ア 浄化槽保守点検業者登録申請書記載事項変更届

イ 添付書類

変更の種類ごとに次の書類が必要です。

変更事項	添付書類
氏名若しくは名称の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民票（法人にあっては登記事項証明書） 写しでも可。届出日から3カ月以内に取得したもの。</li> <li>※ 届出と同時に登録証書換え交付申請が必要です。</li> </ul>
住所の変更	
法人の代表者氏名の変更	
営業所の名称及び 所在地の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 登記事項証明書 写しでも可。届出日から3カ月以内に取得したもの。 商業登記の変更を必要とする変更の場合に限る。</li> <li>○ 営業所の付近見取図</li> <li>※ 届出と同時に登録証書換え交付申請が必要です。</li> </ul>
法人の役員の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2-(1)-イのうち、(ア) 誓約書 (変更に伴い追加される役員のみ)</li> <li>○ 登記事項証明書</li> </ul>
営業所に置かれる 浄化槽管理士の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 営業所の名称、浄化槽管理士の氏名、免状交付番号・ 交付年月日を記した書面 (変更前と変更後を対比させること)</li> <li>○ 浄化槽管理士免状の写し 新たに浄化槽管理士を登録する場合は、免状の原本 を届出時に確認します。</li> </ul>

- (2) 提出部数及び提出先  
登録の申請の場合と同じ。

## 5 廃業等の届出

浄化槽保守点検業の廃業等をした場合、次に掲げる者の届出手続きが必要です。

廃業等の内容	届出者
死亡	相続人
法人の合併による消滅	役員であった者
法人の破産による解散	破産管財人
法人の合併又は破産以外の事由による解散	清算人
浄化槽保守点検業の廃止	浄化槽保守点検業業者であった個人又は浄化槽保守点検業業者であった法人の役員

- (1) 提出書類  
ア 浄化槽保守点検業の廃業等届出書  
イ 既存の登録証（原本）

- (2) 提出部数及び提出先  
登録の申請の場合と同じ。

## 6 登録証の書換え交付又は再交付

登録証の記載事項に変更を生じた場合（4-（1）の記載事項変更届出書と同時に提出してください。）及び登録証を破り、汚し、又は失った場合は、登録証の書換え交付又は再交付の申請が必要です。

- (1) 提出書類  
ア 浄化槽保守点検業者登録証書換え交付申請書  
又は浄化槽保守点検業者登録証再交付申請書  
イ 既存の登録証（原本）

- (2) 提出部数及び提出先  
登録の申請の場合と同じ。

## 7 登録等の謄本交付又は閲覧の請求

登録簿の謄本交付又は閲覧を請求しようとする者は、登録簿の謄本交付又は閲覧の請求書が必要です。

- (1) 提出書類  
○ 浄化槽保守点検業者登録簿の謄本交付請求書  
○ 浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧請求書

(2) 提出部数, 提出先  
登録の申請の場合と同じ。

(3) 閲覧場所  
福山市経済環境局環境部環境保全課

## 8 標識の掲示

浄化槽保守点検業者は, 営業所ごとに次のような標識を掲げなければなりません。

○ 浄化槽保守点検業者登録票

## 9 帳簿の備付け

浄化槽保守点検業者は, 営業所ごとに次に掲げる事項を記載した帳簿を備え, 記載し, 及びこれを5年間保存しなければなりません。

(1) 浄化槽保守点検業務の受託状況に関する事項

- ア 浄化槽の管理者氏名及び設置場所
- イ 建築物の名称及び用途
- ウ 浄化槽の規模(処理対象人員)及び処理方式
- エ 浄化槽の製造業者名及び型式
- オ 浄化槽の保守点検業務の契約年月日
- カ 浄化槽管理者が清掃を委託している清掃業者名

(2) 浄化槽保守点検業務の実施状況に関する事項

- ア (1)のアからイまでの事項
- イ 浄化槽の保守点検業務の実施年月日
- ウ 浄化槽の改善事項及び指導事項
- エ 浄化槽の保守点検業務を実施した, 又は実地に監督した浄化槽管理士の氏名

## 10 報告

浄化槽保守点検業者は, 保守点検業務の実施状況(改善事項, 指導事項のある浄化槽のみ)については毎月1回ごとに, 受託状況については毎年度1回ごとに報告しなければなりません。

(1) 提出書類

- ア 浄化槽保守点検業務実施状況報告書 翌月10日までに
- イ 浄化槽保守点検業務受託状況報告書 翌年度4月10日までに

(2) 提出部数及び提出先

登録の申請の場合と同じです。

## 1 1 浄化槽管理士の研修の機会の確保

浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに置いた全ての浄化槽管理士に、市長が定める研修を、登録の有効期間（3年間）において1回以上受けさせなければなりません。（市長がやむを得ない理由があると認める場合は除く。）

### （1）受講証明書

研修を受講した場合、研修の受講証明書が交付されます。受講証明書は、次の登録の更新申請書に添付する必要があります。

### （2）対象となる研修

市長が定める研修は、広島県及び県内全市町が共催で実施する浄化槽維持管理業務講習会です。

## 1 2 登録申請等の手数料（納入通知書兼領収書の添付）

次に掲げる登録申請等をしようとする場合は、それぞれに掲げる金額を、納付書により指定金融機関で納入してください。

### （1）浄化槽保守点検業の登録の申請

1件につき 33,100円

### （2）浄化槽保守点検業の更新の登録の申請

1件につき 31,100円

### （3）登録簿の謄本の交付

1件につき 1,000円

### （4）登録証の書換え交付又は再交付の申請

1件につき 2,500円

## 登録申請書等の記載上の注意

- 1 記入は、黒色又は青色のペン又はボールペンで行い、楷書でていねいに記入してください。
- 2 ※印の欄は、何も記入しないでください。
- 3 記入事項を訂正する場合は、訂正箇所を2本線で抹消し、押印し、訂正後の事項を空白部分にはっきり記入してください。
- 4 注の欄の事項をよく読んで記入してください。